

中小企業者(製造業者)等のみなさまへ

鹿児島市「メイドインかごしま」支援事業

経営力強化 や 製品等の販路拡大にかかる 経費の一部を助成します（先着順）。

1. 経営力強化事業

事業	補助率	件数・限度額	補助対象事業	補助対象経費
連携等支援	1/2	個別企業 又は グループ 20万円/件	企業間や大学等との連携による新製品開発等	・契約又は協定等に基づき負担する費用
知的財産権等取得			特許権、実用新案権、意匠権、商標権の産業財産権（国外における権利も含む。）の取得	・弁理士費用 ・出願料 ・翻訳料
人材育成			技術の習得又はその向上を目的とした社内研修や派遣研修等	・研修会等開催経費 ・研修会等派遣経費 ・訓練機関等への派遣経費
事業革新等			既存事業の見直しや改善、他分野への参入や業種の転換等	・専門の指導者謝金 ・計画等策定委託料 ・クラウドファンディングに係る手数料

2. 新製品等支援事業

事業	補助率	件数・限度額	補助対象事業	補助対象経費
新製品等開発	1/2	個別企業 又は グループ 20万円/件	新製品、新技術の開発 既存製品、技術の改良等	・試験及び検査等に要する経費 ・試作品等の製作に要する経費 ・市場調査に要する経費 ・デザイナー等専門家に対する謝金等 ・意匠権等の取得に要する経費 ・クラウドファンディングに係る手数料
新商品販路開拓		30万円/商品	商品化後3年以内の新商品の販路開拓 ※県外で開催される見本市等で、自治体等が主催、共催又は後援するものへの出展や広告宣伝	・見本市等出展経費 旅費、出展費、装飾費、試供品、見本商品の作製費 ・広告宣伝費 見本市等に出席する際に要する商品のパンフレット又は映像等の広告媒体製作費、新聞・専門誌への広告掲載費、ホームページ作成費

3. 販路拡大推進事業・商談会等出展及び開催支援

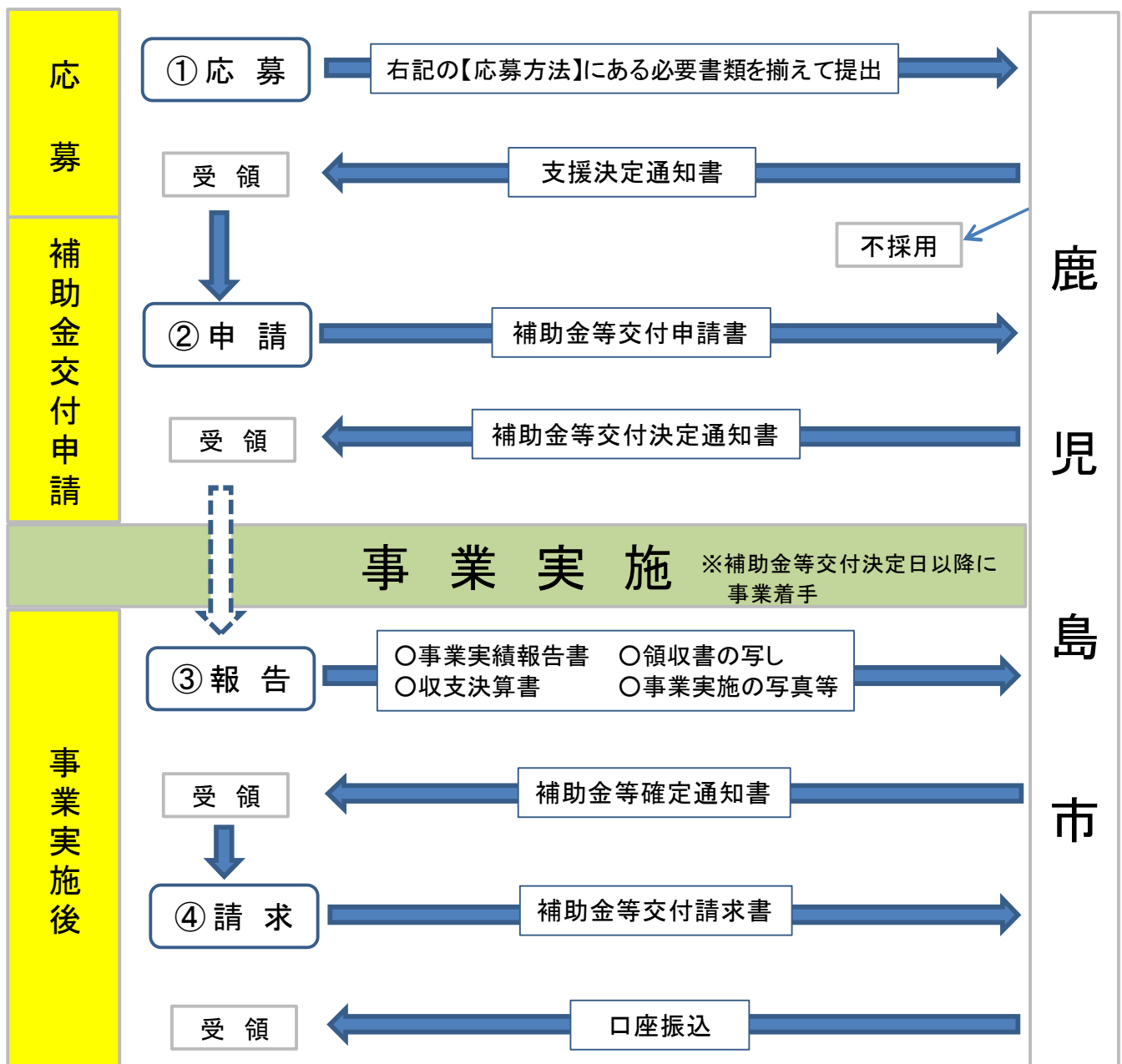
事業	補助率	件数・限度額	補助対象事業	補助対象経費	条件
商談会等出展	1/2	個別企業 10万円/件 グループ 50万円/件	県外で開催される商談会、見本市、展示会、物産展等への出展	・出展料 ・小間等装飾費 ・会場借上げ料 ・会場装飾費 ・旅費 ・運搬料	以下のいずれの条件も満たすもの ①県外で開催されるもの ②国又は自治体等が主催、共催又は後援するもの
商談会等開催	1/2	個別企業 10万円 グループ 50万円	県外での商談会、見本市、展示会、物産展等の開催		県外で開催するもの

【 応募資格 】

鹿児島市税を滞納していない中小企業者（製造業者）等で、次のいずれにも該当する方

- (1) 鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業者のグループ等であること。
(グループ等の場合、3社以上で構成する中小企業者の3分の2以上が市内に主たる事業所を有すること。)
 - (2) 補助金等交付決定日以降に応募する計画に着手し、当該年度の末日までにその事業が完了できる者であること。
 - (3) 各事業による補助金を3か年度を超えて受けていないこと。
(※新商品販路開拓は、1つの商品について当該支援の補助金を1度も受けていないこと)
- ※ 1年度内に支援を受けられるのは、1,2,3の支援区分それぞれで1事業までです。

【応募から実績報告の流れ】



事業完了後一定期間、実績報告書を提出していただきます。

【 応募方法 】

下記の申込書類に必要事項を記入・押印し、必要な資料を添えて、持参又は郵送（簡易書留）で提出。

	事業別	共通
1. 経営力強化事業	① 経営力強化事業応募用紙 （様式第1） ② 経営力強化事業計画書 （様式第2）	③ 鹿児島市税の納付状況の確認について （照会）兼 鹿児島市税納付状況確認に 関する同意書 （様式第3） ④ 暴力団排除に関する誓約・同意書 （様式第4）
2. 新製品等支援事業	① 新製品等支援事業応募用紙 （様式第6） ② 計画書 ・新製品等開発： 新製品等開発事業計画書 （様式第7） ・新商品販路開拓： 新商品販路開拓計画書 （様式第8）	⑤ 課税事業者・免税事業者届出書 （様式第5） ⑥ 事業計画や事業費の積算根拠を 補足説明する資料 ⑦ 鹿児島市メイドインかごしま支援 事業応募用紙（別紙） ※中小企業者のグループ等の場合 のみ ⑧ 登記簿謄本 （原本で発行後3か月以内のもの） ※個人事業者は、住民票の写し （原本で発行後3か月以内のもの）
3. 販路拡大推進事業 商談会等出展 及び 開催支援	① 販路拡大推進事業応募用紙 （様式第9） ② 販路拡大推進事業計画書 （様式第10）	⑨ 決算書 （直近の貸借対照表及び損益計算書 ※複写可） ※個人事業者は、直近の確定申告書 一式（※複写可）

- ※ 提出していただいた応募用紙や資料等の返却や差し替えには応じることができませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 提出された応募用紙等は、当支援事業以外の目的で使用することはありません。
- ※ 国又は県等及び市が行う他の事業から補助金等の交付を受けている事業は、補助対象となりません。
- ※ 支援決定後に、応募内容等の虚偽の記載が判明したときや、応募の要件に該当しなくなった場合、支援の決定が取り消されます。また、既に受け取っている補助金がある場合、返還していただくこととなります。
- ※ 申し込んでいただいた発明や考案、特別な技術等については、特許申請等の法的保護を行うなど、応募者自身の責任で対処してください。
- ※ 応募内容等が第三者の著作権、工業所有権等に損害を与えた場合は、応募者自身が自己の責任で解決することとなります。市は一切その責めを負いません。

鹿児島市 製造業アドバイザー派遣制度

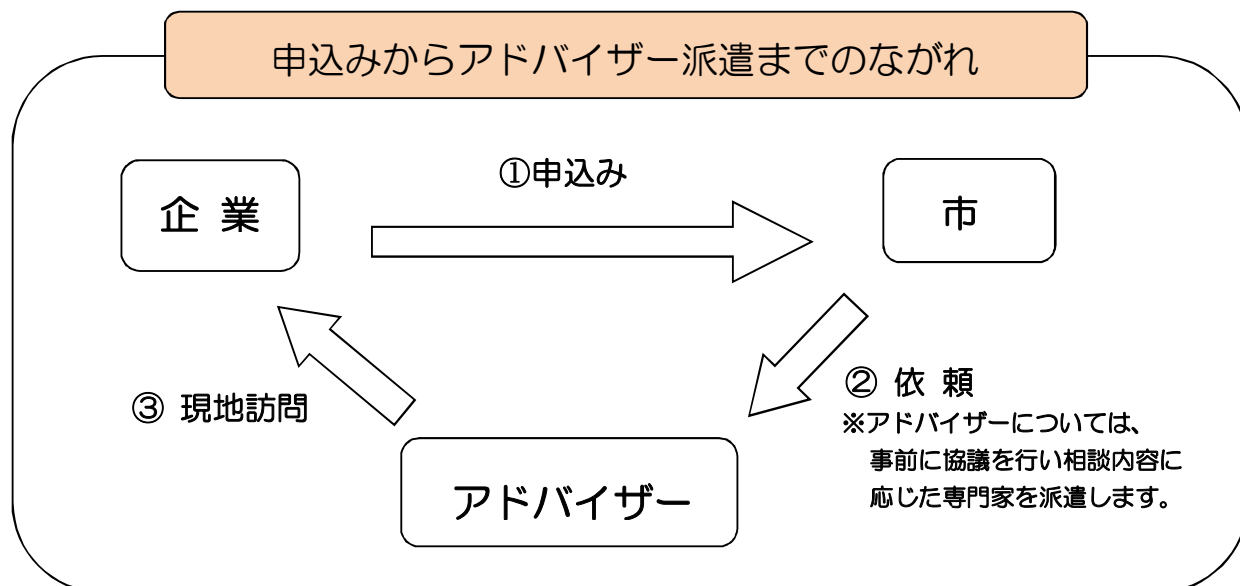
本市では、製造業者及び製造業グループを対象に、経営の改善や技術の高度化、新商品の開発やデザイン考案、販路開拓、ISOや特許の取得などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣しています。様々な分野に精通した経験豊富なアドバイザーが揃っています。

どうぞお気軽にご利用いただき、企業の発展にお役立てください。

- ◆対象 市内の製造業者及び製造業グループ
- ◆費用 無料
- ◆指導回数 1企業につき年3回まで（1回の時間は3時間以内）
- ◆指導方法 アドバイザーが企業を訪問して、アドバイスします。《企業の秘密は固く守ります。》

参考事例

- ・ ホームページを立ち上げて、ネット販売を開始
- ・ 商品のパッケージデザインを作成
- ・ 魅力的な商品展示を行いたい
- ・ 商談会出展に向けての準備 など



【お問い合わせ】

鹿児島市 産業支援課 ものづくり係

〒892-8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号（みなと大通り別館 5 階）

TEL：099-216-1323 / FAX：099-216-1303

メールアドレス：san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp



メイドインかごしま
支援事業



製造業
アドバイザー派遣

